東日本大震災（2011年3・11）から15年の歩みを振り返る

専修大学（法社会）（学ゼミ）、健太いのちの教室がシンポ

専修大学法社会学ゼミナールと、一般社団法人健太のいのちの教室（宮城県大崎市）は2月11日、同大学（東京都千代田区）でシンポジウム「『東日本大震災から15年の歩み』～3・11の経過を振り返り、これからの企業・組織防災のあり方を考える～」を開催した。オンラインでも配信された。専修大学法学研究所が後援。同ゼミナールは調査やヒアリング、ディベートなどの経験を通じて法を考える活動を行っている。同法人の代表理事の田村孝行・弘美氏は、同震災で当時勤務先にいた息子さん（同大学法学部卒業）を亡くした経験から、震災遺族と連携し、企業・組織に対し防災や安全対策の重要性を伝える活動をしている。

震災遺族等が活動報告

企業・組織防災のあり方を考える

大友氏

田村弘美氏

田村孝行氏

【第一部】「遺族と弁護士の報告　東日本大震災から15年の歩み」

田村孝行・弘美夫妻は2011年3月11日、発生した東日本大震災の津波により、宮城県女川町にある銀行の管理下で息子さん（当時25歳）を亡くした。行員12人も命を落とした。今も8人が行方不明となっている。銀行の屋上に避難し、指定避難場所である高台（堀切山）へは避難しなかった。なぜ、高台へ避難しなかったのか、企業の管理下で息子が亡くなったことに疑問を感じ、他の遺族と一緒に銀行に裁判を起こし、夫婦で講話などの活動を始めた。

企業に対する働きやすい柔軟な社内の風土・安全管理向上を高めるために、企業・組織・大学生向けに「大切な命を守る企業・組織防災」「企業・組織のあり方」、また、小中学生向けの「いのち授業」の講演等で、命を守るための啓発と命のバトンを渡す活動をしている。健太いのちの教室は2019年11月に設立。夫妻は「健太いのち農園」も運営している。

2012年9月、銀行に対する裁判（七十七銀行女川支店津波事故訴訟）では、一審・二審は敗訴、最高裁で上告棄却となった。息子さんは死亡退職という形となった。

田村氏は「われわれの道は間違いではなかった。残念な結果でしたが、控訴審では津波の高さの予想にかかわらず安全な場所に避難すべきであるという私たちの主張は尊重されたのは、今後に向けて重要な裁判でした」と振り返った。

田村氏は教訓として、①命より大切なものはない、②同調圧力からの回避、③企業防災は信頼への投資――の三つを挙げた。②については、物事を判断する上で、良し悪しを見極める能力を一人一人が高め、自らの意見を言える力をつけ、最善の判断をできるようにすることだとしている。

北見・弁護士

飯教授

今後は「人命第一に、コツコツと活動していきたい」と述べた。

田村弘美氏は「やりたいことはやり尽くした。諦めずに泣き寝入りせずにやって来たのは良かった。自信を持って活動を続けていく」と語った。

大友さおり氏は、東日本大震災の津波により、宮城県名取市閖上地区の実家が被災し、祖母と父親を亡くし、母親と雅人さん（当時7カ月）が行方不明となる。講話・絵本制作のほか、提訴（名取市閖上地区津波事故訴訟）に参加した。2024年化学調味料不使用のごはんを提供する飲食店「まさとくんちのごはん」を仙台市で開店した。

大友氏は「息子が命をかけて『楽しい人生をおくることが一番』と教えてくれたと思い、自分の人生を生きようと思いました。心から笑って幸せになるために生きていきたい」と語った。

北見淑之・弁護士は津波事故訴訟の弁護団の一員として代理人を務めた。田村さんの訴訟では、企業の安全配慮義務違反と、なぜ堀切山に避難しなかったのかが争点だったこと、最高裁は上告棄却という判断であったこと等を報告した。また、大友氏の訴訟は、国家賠償法2条に基づき名取市を訴えるもので、最終的には和解（2020年）となった。北見弁護士は「15年振り返って、津波関連事件は2年前まで行っており、全て終了した」と述べた。

震災遺族が集まったパネルディスカッション

パネルディスカッション

防災について考えるきっかけ

【第2部】「パネルディスカッション15年を振り返って」

パネルディスカッションでは、パネリストとして田村氏夫妻、大友氏、北見弁護士が参加、飯孝行・同大学法学部教授がコーディネーターを務めた。

田村氏夫妻は「将来に向けて、防災について考えるきっかけになればよい」、大友氏は「自分が幸せに生きていると感じて、お手伝いさせてもらえればいい」、北見弁護士は「裁判を通じて、世の中を良くしていきたい」と述べた。